

平成19年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成19年6月12日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（席田北部公園の土地賃借料支払遅延金）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第5号 平成18年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第8 報告第6号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計（事業勘定）繰越明許費繰越計算について
- 日程第9 報告第7号 平成18年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算について
- 日程第10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度本巢市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第11 報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第12 報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第13 報告第11号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第14 報告第12号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第15 報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第16 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第17 議案第41号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第42号 本巢市同和事業促進審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第43号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）
- 日程第21 議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事）
- 日程第22 議案第46号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設工事の委託に関する基本協定の締結について
- 日程第23 議案第47号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第24 議案第48号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第49号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について

日程第26 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21名）

1番	黒田 芳弘	2番	船渡 洋子
3番	鏑本 規之	4番	臼井 悦子
5番	高田 文一	6番	高橋 勝美
7番	安藤 重夫	8番	道下 和茂
9番	浅野 英彦	10番	中村 重光
11番	村瀬 明義	12番	若原 敏郎
13番	瀬川 治男	14番	後藤 壽太郎
15番	上谷 政明	16番	大熊 和久子
17番	大西 徳三郎	18番	戸部 弘
19番	高橋 秀和	20番	遠山 利美
21番	鷓飼 静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤 正行	副市長	高木 巧
収入役	守屋 太郎	教育長	高橋 茂徳
総務部長	土川 隆	企画部長	鷲見 良雄
市民環境部長	坪内 博	健康福祉部長	島田 克廣
産業建設部長	服部 次男	林政部長	藤原 俊一
		教育委員会	
上下水道部長	林 賢一	事務局長	杉山 勝美

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾 正雄	議会書記	杉山 昭彦
議会書記	川口 直紀		

開会の宣告

議長（上谷政明君）

ただいまから平成19年第3回本巢市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、写真の許可についてを申し上げます。報道関係者及び総務部職員が場内を撮影することについて許可をしておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 村瀬明義君、12番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月26日までの15日間とし、6月13日から6月21日までと6月23日、6月24日を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月26日までの15日間とし、6月13日から6月21日までと6月23日、6月24日を休会にすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告について

議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

まず私より報告します。

議長報告を行います。

3月29日、平成19年第1回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会が岐阜市役所で開かれましたので報告します。

平成19年度施設組合一般会計予算、施設組合一般職の職員定数条例の一部改正、特別職の職員給与に関する条例の一部改正ほか1議案、報告として施設条例の一部改正の専決処分について、原案のとおり承認されました。なお、この施設につきましては、本巢市からの利用者は現在のところあ

りません。

4月10日、第90回東海市議会議長会定期総会が四日市市で開催され、瀬川副議長とともに出席しました。

永年在職議員の表彰に187名で、本巣市議会 鵜飼静雄議員が対象で表彰されました。なお、全国市議会議長会表彰の対象者に鵜飼静雄さんもなっておりますので、伝達式は議会最終日にこの議場で行いたいと思います。

続いて議事に入りまして、長野県飯田市のオブザーバー参加について、外国人に総合的な施策推進、少子化対策の充実と積極的推進、平成18年度議長会会計決算認定、慶弔基金会計決算認定、議長会会則の一部改正、平成19年度議長会の負担金、会計予算、慶弔基金の拠出、慶弔基金会計予算、第91回（平成20年度）定期総会開催市は岐阜市に決定、平成19年度議長会役員の選任についてほか3議案について、原案どおり承認されました。

5月21日、中濃十市議会議長会が可児市で開催され、瀬川副議長とともに出席してまいりました。

平成18年度会務報告、議案として平成18年度議長会会計決算、平成19年度議長会会計予算、役員の選任についてほか2議案について、原案どおり承認されました。平成20年度議長会次期開催地は、山県市に決定されました。

5月28日、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合総会が大垣市で開かれましたので、出席してきました。

平成18年度事業報告、決算報告、役員改選、平成19年度事業計画（案）、予算（案）ほか1案件について、原案のとおり承認されました。

閉会后、揖斐川の概況、徳山ダムの現況について説明がありました。

以上について報告をいたします。総会等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局の方にありますので、議会事務局にお申し出ください。以上です。

次に、特別委員会からの報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 村瀬明義君。

議会だより編集特別委員会委員長（村瀬明義君）

議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第14号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

内容につきましては、3月の定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、糸貫地域上高屋、八幡神社の祭礼「粥づけ占い」を掲載しました。2ページからは、定例会で採択された意見書、6名の議員による一般質問、委員会報告、議決された議案の内容の順に掲載し、最終ページには更生保護女性会の活動内容を紹介しました。

今回は、3月20日、3月28日、4月13日、4月20日の計4回にわたり委員会を開催し、皆さんから提出いただいた原稿をもとに編集し発行したところであります。

今回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日の発行を予定しております。以上、議会だより編集特別委員会から報告をいたしました。

議長（上谷政明君）

続いて、行政改革検討特別委員会の報告をお願いします。

行政改革検討特別委員会副委員長 大西徳三郎君。

行政改革検討特別委員会副委員長（大西徳三郎君）

それでは、行政改革検討特別委員会からの報告をいたします。

5月23日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において行政改革検討特別委員会を開催いたしました。委員会には委員10名と議長が出席し、説明のため高木副市长、土川総務部長、鷲見企画部長ほか関係職員に出席を求め、協議事項として、行政改革項目のうち公共施設と分庁舎方式について検討をいたしました。

最初に、執行部より分庁舎方式検討経過報告を受けました。

現在、分庁舎方式については、行政改革大綱実施計画に基づき、職員で構成する分庁舎検討委員会を設置し検討をしています。今までの検討結果としては、現在採用している分庁舎方式のメリットとして、地域振興支援活動と地域防災拠点としての機能や窓口サービスの充実と、地域特定事務の迅速化としての機能等が上げられる。その反面、デメリットとしては事務処理の停滞による時間的ロスや、施設の維持管理等の増加と職員の削減による市民への弊害等が上げられる。

簡素で効率的な行政運営の推進と健全な財政運営の推進を目指すに当たって、庁舎改修や増築、庁舎解体経費、職員の配置等の積算が必要であるということで専門のコンサルタントに委託し、分庁舎の廃止または移転など、いろいろなパターンを考え、経費について算出してもらいました。これをもとに、引き続き職員で構成する検討委員会で検討をしていきます。また、今後は市民の代表や有識者等で組織する本巢市庁舎整備検討委員会を設置し、簡素かつ効率的な庁舎のあり方について検討していきますとの報告内容でありました。

当委員会としては、この件については、今後、本巢市庁舎整備検討委員会で検討されるとのことであるので、その推移を見守ることとし、議会全員協議会で経過報告を受けながら全員で進めることにしました。

以上が、5月23日に開催された委員会の協議報告であります。

行政改革検討特別委員会は平成17年12月に設置され、平成18年1月開催の第1回委員会において、行政改革検討項目として12項目が出されました。そのうち8項目については所管の各常任委員会でそれぞれ協議していただくようお願いすることとし、消防について、公共交通機関について、光ファイバーについての3項目については総務企画委員会に、留守家庭保育について、保健センターについて、給食センターについての3項目は文教福祉委員会に、指定管理者制度とうすずみ温泉の活性化について、主要幹線道路の整備促進及び管理についての2項目は産業建設委員会に協議していただくようお願いしたところであります。また、公共施設について、イベントについて、市有地の有効活用について、分庁舎方式についての4項目は、共通の課題ということで当委員会で協議す

ることといたしました。

その後1年と4ヵ月間にわたり各委員会で協議され、その結果については次のとおりであります。

まず総務企画委員会へお願いしました3項目のうち、1点目、消防の分署計画と消防体制については、既に本巢消防事務組合において真正地域内に分署を設置するよう進められています。2点目、公共交通機関については、もとバス、樽見鉄道など、行政からの検討結果を踏まえ、今後協議していくことにしました。3点目、光ファイバーについては、今年度からシーテックによるケーブルテレビ網の整備が進められているため協議を終了いたしました。

次に、文教福祉委員会へお願いしました3項目のうち、1点目、留守家庭保育については、キャパシティー、空き教室等施設の問題、また学校放課後以降の子供の安全のことも含め、今後のあり方については行政改革項目とは切り離れた形で、文教福祉委員会で継続的に審議していくということになっております。2点目、保健センターについては、市民の健康・保健の充実を図っていくためには、統合ではなくそれぞれの地域にある保健センターをさらに充実していくことが望ましく、今のところ統合は考えるべきではないとの結論であります。3点目、給食センターについては、統合という形で進んでおりますが、今後、衛生面、経費面、運営面などの課題について、行政改革項目から外した形で、文教福祉委員会で検討していくということであります。

次に、産業建設委員会へお願いしました指定管理者制度とうすずみ温泉の活性化についてと、主要幹線道路の整備促進及び管理についての2項目については、今後、委員会協議会の中で随時検討をしていくということになっております。

最後に、行政改革検討特別委員会での4項目のうち、1点目、イベントについては各担当部署においてイベントの集約を進めているため、行政サイドの進め方の推移を見守るということで、委員会としてはイベントについての協議を終了しました。2点目、公共施設についてと4点目、分庁舎方式については、外山連絡所が平成19年3月31日をもって廃止されたこと、分庁舎方式については、先ほど報告いたしましたとおり、本巢市庁舎検討委員会の推移を見守るということで協議を終了いたしました。3点目、市有地の有効活用についてであります。3月定例議会において土地開発基金条例を廃止し、普通財産に繰り入れされることになりました。また、未活用地については、平成18年度から4ヵ年で有効活用、または売却の方向に進めるということであり、委員会としては委員の意見にのっとり行政サイドも進めることを確認したため、市有地についての協議を終了しました。

以上で当委員会の任は終わり、これで最終報告といたします。以上であります。

議長（上谷政明君）

続いて、市長から行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、樽見鉄道についてでございます。

樽見鉄道の平成18年度の旅客運送人員は、新駅「モレラ岐阜駅」の開業に伴いまして、前年度を上回る約70万 8,000人と見込まれておりますが、昨年3月に貨物輸送が廃止されたことや、人件費を初めとする経費の削減が計画どおり進まなかったことから、樽見鉄道の経営状況は依然として厳しい状況にあります。平成17年度の経常損失は1億 1,200万円でありましたが、18年度におきましても17年度とほぼ同額となると見込まれております。まだ総会が終わっておりませんので、こういう形の表現をさせていただいております。

樽見鉄道は、学生や高齢者など交通弱者の重要な公共交通機関として位置づけておりますが、今年度に、沿線市町で構成する樽見鉄道連絡協議会におきまして存廃を検討することとなっております。今後、存続に向けて沿線市町と協議してまいりたいと考えております。

4月28日未明の火災により全焼いたしました樽見駅舎でございますが、長く放置しておくことは危険でございます。補正予算を専決させていただき、夏休み前までに取り壊す予定でございます。また、建築に係る実施設計委託料につきましては、今回提案します一般会計補正予算に計上させていただきました。この駅舎につきましては、全国自治協会の建物災害共済に加入しておりますので、取り壊しや建築の費用につきましては保険金を充て、年度内に完成したいと考えております。

今後、樽見鉄道株式会社に対しましては、安全運行を基本に、樽見鉄道が策定いたしました経営改善計画に基づき、早急に計画の目標を達成するよう強く求めてまいります。

次に、男女共同参画プランについて申し上げます。

男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法の規定に基づきまして、本市における男女共同参画社会の実現を目指すものでございます。

プランの策定に当たりましては、市民を対象にアンケート調査を実施するとともに、市民代表の方や関係機関の代表の方で構成しました本巣市男女共同参画推進懇話会により検討いただきまして、3月27日に計画案が提出されました。この計画案に基づきまして、職員で構成する本巣市男女共同参画推進会議等で検討し、本巣市男女共同参画プランを策定いたしました。

プランの計画期間は19年度から平成23年度までの5年間といたしまして、「男女がともに参画し、能力が発揮できるまち」を基本理念にしております。一つ、男女共同参画社会を目指した意識づくり、二つ、あらゆる分野への男女共同参画の推進、三つ、家庭生活と他の活動の両立支援、この三つを基本目標として、それぞれに基本方針及び施策を定めたものでございます。

現在、印刷製本中でございますので、完了後に議員の皆様へ配付させていただきますとともに、7月の広報紙に概要を掲載し、市民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

次に、市の観光施策についてでございます。

市の観光施策につきましては、総合計画におきまして施策の基本方針を「地域の資源や人材を生かした推進体制の整備を図り、市民や来訪者が魅力を満喫できるような観光振興を推進します」としております。

合併4年目となり、旧町村から引き継がれました懸案の事業も順調に完了しつつありまして、今後、本巣市をPRする上で観光振興を推進する必要があると考えておりましたが、5月9日に本巣

市観光協会が設立されまして、市の観光振興に大きく寄与していただけるものと期待しているところでございます。

また26日には、真正リバーサイドモールにおきまして「もとす産業祭」が開催され、同時に県におきましても古田県知事が出席されまして、「ひだ・みのじまん」キックオフイベントが開催されました。このイベントの中で、「淡墨桜」を歌っておられます歌手の石原詢子さんが、岐阜県の「ひだ・みの観光大使」として委嘱されましたが、市にとりましても、本巣市をPRする上で大変喜ばしいことではございました。

今年度におきまして、県の大型観光キャンペーンの「ぎふデスティネーションキャンペーン」に協賛し、うすずみ温泉などの観光資源を活用したまちづくりイベントを開催いたしますが、今後も魅力ある観光産業の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成19年度第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が5月29日に開催されましたので、その内容につきまして御報告をいたします。

提出されました案件は、条例改正1件、専決処分の報告1件の2件でございました。

条例改正につきましては、議員の費用弁償の支給の範囲を明確にするため、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条のうち「議会の招集に応じた場合には、」を「議会の招集に応じて、議会に出席するために費用を必要としたときは、」に改正されました。

専決処分につきましては、一般会計予算について、電算処理システム機器借上げ及び保守業務委託に係る債務負担行為の増額補正を行ったことにつきまして報告されました。

また、議会終了後、岐阜県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の総会が開催されまして、事業報告及び歳入歳出額を5,803万2,766円とする決算報告が行われましたので、御報告いたします。

次に、もとす広域連合についてでございますが、広域連合長の任期につきましては、もとす広域連合規約の第12条により、「組織市町の長としての任期」とされております。このため、連合長の瑞穂市長の5月末の任期満了によりまして6月7日に連合長選挙が行われました結果、引き続き瑞穂市長が連合長に、本巣市長、北方町長が副連合長となりましたので、御報告いたします。

次に、訪問介護事業者の株式会社コムスンが事業所指定の不正取得により厚生労働省から指定打ち切り処分を受けた問題につきましては、もとす広域連合に係る件であります。本巣市で介護を受けておられる方にも関係がございますので、御報告をいたします。

本巣市民で、コムスンの関係事業所で介護を受けておられる方は3名でありまして、岐阜市、大垣市内の事業所3カ所となっております。各事業所は、当面運営できることとなっておりますので支障はないとのことですが、今後、厚生労働省の対応、特に譲渡されるというような動きもございますので、そうした状況を見つつ適切に対処してまいり所存でございます。

以上で行政報告を終わります。

議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号(上程・説明)

議長(上谷政明君)

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について(席田北部公園の土地賃借料支払遅延金)を議題といたします。

市長に報告第2号についての説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長(内藤正行君)

報告第2号 専決処分の報告のうち、席田北部公園の土地賃借料支払遅延金についてでございます。

席田北部公園の土地賃借料の前期分を、事務処理の瑕疵により支払いが10日間遅延したことについてございまして、遅延したことにつきまして、心からおわびを申し上げる次第でございますが、地権者4名とようやく合意いたしまして、遅延金3,381円を決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告するものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長(上谷政明君)

補足説明について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

教育委員会事務局長(杉山勝美君)

それでは、報告第2号の補足説明をさせていただきます。

この専決処分の報告の内容につきましては、平成16年度に完成をしております席田北部公園の土地賃借料の平成18年度前期分を9月末日までに支払うべきところを、事務処理の瑕疵により10日間の遅延があったことについて、土地関係者から申し立てがあったもので、その後、遅延金の額を定めることについて関係者との話し合いをさせていただきました。その結果、ここに示す内容で相互に合意を見たことから、今回専決処分をさせていただいたものでございます。

この1件による遅延金は、土地関係者4名に支払い総額3,381円を3月末日に支払ったもので、その積算方法については、合意条件にあるように、前期分として支払う賃借料に年4.1%の割合を乗じて計算をし、これを遅延日数の10日で日割り計算をさせていただきました。なお、年4.1%の割合は、税の特例基準割合を準用させていただいております。

今回の主な原因は、事務上の本当に初歩的なミスがこういった結果を招いております。今後はこのようなことがないように、万全の注意を払って事務処理を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

議長(上谷政明君)

報告第2号 専決処分の報告について(席田北部公園の土地賃借料支払遅延金)は、以上をもって報告を終わります。

日程第5 報告第3号及び日程第6 報告第4号(上程・説明・質疑・討論・採決)
議長(上谷政明君)

日程第5、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市税条例の一部を改正する条例)と日程第6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長(内藤正行君)

報告第3号 専決処分の承認を求めることにかかわる本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。これを報告し、議会の御承認を求めます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについてのうち、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法施行令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを御報告し、議会の御承認を求めます。

詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

議長(上谷政明君)

報告第3号の補足説明を総務部長 土川隆君に求めます。

総務部長 土川隆君。

総務部長(土川 隆君)

では、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市税条例の一部を改正する条例)につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に本巢市条例改正の概要といったつづりをお配りしてあります。その1ページをごらんいただきたいと思います。

本巢市税条例の一部を改正する条例の概要ということでございます。まず、本則の改正部分でございます。

第2条につきましては、用語の規定ということで、その中で、現行につきましては「市吏員」といった字句を、改正案といたしまして「市職員」といった字句の整備ということでございます。

第23条第1項、同項第5号につきましては、市民税の納税義務者等の規定でございます。信託法の改正に伴う新たな類型の信託等に対応するための所要の措置ということでございます。

第23条第3項につきましても、同じく市民税の納税義務者等の規定でございまして、信託法の改正に伴う字句の整備を行うものでございます。

第34条の2、所得控除の規定でございます。租税条約の規定に基づき、居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、社会保険料から控除するための改正というものでございます。

第95条、たばこの税率ということの規定でございます。地方税法附則に規定されている特例税率を廃止し、地方税法の本則税率とするものでございます。現行につきましては、たばこ1,000本につき本則では3,064円、附則では3,298円という規定がされておりまして、昨年7月からこの附則を適用して3,298円となっております。今回、本則に規定をし直すといったことでございます。

続きまして、附則の改正部分でございますが、第10条の2第6項、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告といった規定でございます。

今回の条例改正の中で、この部分が特に市民の方に影響のある部分であると思います。高齢者等住宅改修に係る固定資産税の減額措置が創設されたということでございます。高齢者、障害者等が居住する既存の住宅につきまして、一定のバリアフリー改修工事、自己負担額が30万円以上のものについて、改修を行った場合、翌年度の固定資産税を3分の1減額する特例措置が創設されたということで、平成19年度から21年度までの3年間ということでございます。

居住者要件といたしましては、65歳以上の者が同居しているということとか、要介護認定または要支援認定を受けた者が居住されているということとか、障害者が居住されているといったことでございます。

対象となるバリアフリーの改修工事等につきましては、廊下の拡幅とか階段の勾配の修正、あるいは浴室・トイレの改良とか手すりの取り付け、床の段差解消等々でございます。その特例措置を受けたいという方につきましては、第10条の2の第6項の申告規定が設けられたということでございます。

続きまして、第11条の3第1項、第2項についてですが、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例ということでございます。

第1項につきましては、平成19年度に係る鉄軌道用地の課税標準につきましては、沿接する土地または付近の土地に係る比準する価格とするため、当該土地台帳に登録されたものとするという規定でございます。

第2項につきましては、平成20年度分の鉄軌道用地について、平成19年度分の価格を据え置くため、当該課税標準の価格で土地課税台帳等に登録されたものとする規定等でございます。

第16条の2、たばこ税の税率の特例の規定でございます。たばこ税の特例税率の本則化に伴い第1項を削るというものでございます。

第17条の2第3項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。これにつきましては、字句の整備ということでございます。

第19条の2につきましては、特定管理株式が価格を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定でございます。法律名の改正に伴う字句の整備ということでございます。現行につきましては、「証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を、改正案につきましては

「金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改めるというものでございます。

第19条の3につきましては、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。上場株式等を譲渡した場合の市民税の課税の特例の適用期限を1年延長する改正でございます。現行「平成20年度まで」を、改正案といたしましては「平成21年度まで」ということでございます。

第20条の4につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例の規定でございます。第34条の2の改正に伴う字句の整備といったものでございます。

附則につきましては、第1条につきましては施行期日、第2条につきましては市民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に係る経過措置等ということでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

議長（上谷政明君）

報告第4号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

市民環境部長（坪内 博君）

次に、報告第4号について補足説明をさせていただきます。

お手元の説明資料、本巢市条例改正の概要の12ページをごらんください。

今回、専決させていただきました本巢市国民健康保険税の条例の一部改正につきましては、今年3月に地方税法施行の一部改正があり、それに伴うものでございます。国民健康保険税の基礎課税額について、中間所得層の過度な負担を伴わないように、所得の動向等を勘案し限度額の見直しが行われたもので、第2条第2項及び第13条第1項中の限度額を現行の「53万円」から、改正案の「56万円」に引き上げられることによる改正でございます。以上でございます。

議長（上谷政明君）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今回の専決であります。条例改正を見ておりまして、先ほども説明がありましたが、一部住民にとってプラスの部分がありますけれども、私は今回の条例改正の中で特に気になったのは、附則の19条の3、上場株式の譲渡益に対する優遇措置をさらに延長するという問題であります。

この上場株式に対する優遇措置というのは、もともと5年間の時限立法で創設されたものですが、今のデータを見ておきますと、所有金融資産に占める株式等の保有割合という表がありまして、それを見ておきますと、国民全体でいうと12%が株式等ということになりますが、富裕層、1億円か

ら5億円の株式等を持っているということですが、富裕層の場合には39%がこの上場株、超富裕層というのは5億円以上ということですが、そうした人たちは56%の上場株を持っているというデータがあります。すなわちこれを見ると、一般庶民はこの上場株式の優遇措置についてほとんど影響がない、大金持ちだけの優遇措置というふうには言わざるを得ないというふうに思います。

その中で、本巢市でそういった富裕層、あるいは超富裕層というような状況というのを、わかれば教えていただきたいと思いますが。

議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

総務部長（土川 隆君）

御質問の本巢市の状況につきましては、そこまで調査しておりませんので、今のところ資料はございません。申しわけございません。

議長（上谷政明君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

先ほど若干申し上げたように、ほんの一部の富裕層のための優遇措置と言わざるを得ないこの上場株式の譲渡益に対する軽減措置ということであります。

これについては、政府の税制調査会でさえ、もう株価が上がってきた今、これを継続する理由はなくなったということで政府に提言がなされている。それにもかかわらず、財界等の要求、あるいは圧力によってさらに延長するという結果に今なっているわけであります。その一方で、庶民に対しては定率減税の全廃というような形で負担が押しつけられているということを考えてみるときに、とても承服できる内容ではないと。庶民から吸い上げて大企業、あるいは大金持ちに回していると言わざるを得ない、そういった内容だというふうに判断し反対をいたします。

議長（上谷政明君）

ただいま反対討論がありました。

本案に対する賛成討論がありましたら、発言を許します。

〔発言する者なし〕

別段ないようですので、これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

報告第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

あえて質疑はしませんでしたけれども、先ほどの件と同様で大きな税制改革、私から言えば改悪だと思っておりますけれども、そうした流れの中で、一方的な庶民に対する増税の一環だというふうに判断せざるを得ない。また、国保をめぐる非常に厳しい状況がある中でこうした措置がとられたということについては、承服しがたいということで反対をいたします。

議長（上谷政明君）

ただいま反対討論がありました。

本案に対する賛成討論がありましたら、許します。

〔発言する者なし〕

別段ないようですので、これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

報告第4号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例)は、承認することに決定しました。

日程第7 報告第5号から日程第9 報告第7号まで(上程・説明)
議長(上谷政明君)

日程第7、報告第5号 平成18年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算についてから日程第9、報告第7号 平成18年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算についてを一括議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長(内藤正行君)

報告第5号 平成18年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算についてでございます。

地方自治法第213条の規定によりまして、後期高齢者医療制度創設準備事業、林道整備事業、西部連絡道路整備事業、防災行政無線整備事業、林業災害復旧事業、土木施設災害復旧事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

報告第6号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計(事業勘定)繰越明許費繰越計算についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、後期高齢者医療制度創設準備事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

報告第7号 平成18年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算についてでございます。

地方公営企業法第26条第2項の規定により、配水管布設がえ工事の予算を翌年度に繰り越して使用する事故繰越額につきまして、同条第3項の規定により報告をさせていただくものでございます。

以上、詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。

議長(上谷政明君)

報告第5号の補足説明を総務部長に求めます。

土川総務部長。

総務部長(土川 隆君)

報告第5号 平成18年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算について、補足説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、去る3月の議会定例会におきまして、補正予算(第5号)の中で繰越明許費の設定について御承認をいただいております。内容につきましては、予算科目であります款2 総務費、項1の総務管理費、事業名、後期高齢者医療制度創設準備事業としての電算処理委託料でございます。設定金額 514万 5,000円に対しまして、翌年度繰越額 514万 5,000円でありま

す。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、款6農林水産業費、項2林業費、事業名、林道整備事業として、大井能郷線公共林道開設工事でございます。設定金額 2,800万円に対しまして、翌年度繰越額 2,800万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、西部連絡道路整備事業として、市道改良工事等でございます。設定金額が1億 3,730万 5,000円に対しまして、翌年度繰越額1億 3,604万 3,000円でございます。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、事業名、防災行政無線整備事業でございます。設定金額1億 5,415万 3,000円に対しまして、翌年度繰越額1億 5,415万 3,000円であります。財源内訳といたしましては記載のとおりでございます。

次に、款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、事業名、林業災害復旧事業として上大須線、水鳥横蔵線及び猫峠線の復旧工事でございます。設定金額 4,700万円に対しまして、翌年度繰越額 4,700万円であります。財源内訳は記載のとおりでございます。

最後に、款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、土木施設災害復旧事業として、市道根尾83号線の復旧工事でございます。設定金額 786万 5,000円に対しまして、翌年度繰越額 786万 5,000円でございます。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で、一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を終わらせていただきます。

議長（上谷政明君）

報告第5号 平成18年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算については、以上をもって報告を終わります。

報告第6号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

市民環境部長（坪内 博君）

報告第6号について補足説明をいたします。

お手元の資料の14ページをごらんください。平成18年度本巣市国民健康保険特別会計（事業勘定）繰越明許費繰越計算書についての御説明をいたします。

事業名は、後期高齢者医療制度創設準備事業です。金額は 241万 5,000円です。事業の内容につきましては、保険税徴収システム開発及び医療制度改革に伴う国保保険者のシステムの改修でございます。委託先は、岐阜県市町村行政情報センターに委託するものでございます。

議長（上谷政明君）

報告第6号 平成18年度本巣市国民健康保険特別会計（事業勘定）繰越明許費繰越計算については、以上をもって報告を終わります。

報告第7号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは報告第7号、平成18年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書の16ページをごらん
いただきたいと思います。

水道事業費用の翌年度繰越額 441万 5,000円は、西部連絡道路新設改良工事の繰り越しに伴うも
ので、管路布設工事費 420万円及び設計委託料21万 5,000円でございます。財源は受託工事収益で
ございます。

資本的支出の翌年度繰越額 311万 5,000円は、西部連絡道路新設改良工事に伴う拡張工事費
294万 3,000円及び設計委託料17万 2,000円でございます。財源は過年度分損益勘定留保資金で
ございます。以上でございます。

議長（上谷政明君）

報告第7号 平成18年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算については、以上をもって報告
を終わります。

日程第10 報告第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第10、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度本巢市一般会計補正
予算（第1号））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

報告第8号 専決処分の承認を求めることに関しましての、平成19年度本巢市一般会計補正予算
（第1号）についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成19年5月17日付で歳入歳出それぞれ501万
円を増額する専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりましてこれを御報告
し、議会の御承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

報告第8号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

総務部長（土川 隆君）

では、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度本巢市一般会計補正予算
（第1号））につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の中の歳入歳出補正予算事項別明細書の第6ページをごらんいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

款20諸収入、項5雑入、目6雑入、節欄で金額501万円、説明欄で総合災害補償保険金といった
ものでございます。本巢市民総合災害補償規定に基づく死亡に係る給付金500万円、入院に係る給

付金1万円、合わせて501万円ということで、これに対する全国町村会総合補償保険金でございます。この保険につきましては、町村等の行う諸行事等開催中に、参加している住民や団体、あるいは町村等の管理下で行われるボランティア活動に参加している住民がこうむった急激かつ偶然な外来の事故について、町村等に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく、町村等が被害者に支払う補償金、見舞金を担保する保険でございます。

続きまして、次の7ページでございますが、歳出でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節20の扶助費ということで501万円、説明欄で総合災害補償見舞金といったことでございます。先ほど申し上げました本県市民総合災害補償規定に基づく死亡給付金としての見舞金として500万円、入院給付としての見舞金として1万円、合わせて501万円ということでございます。

この件につきましては、本年4月8日に糸貫地域の仏生寺自治会で、市が推進してきております農地・水・環境保全向上対策事業に参加し、実施された河川清掃溝ざらえ中に、52歳の男性の方が河川清掃に使用した消防用ホースの水抜きを行うため電柱にホースをかける作業で誤って転落し、病院に搬送され意識不明のまま入院をされましたが、4月12日に入院先で亡くなられたということであります。

この事故に対しまして、先ほど申し上げました市の規定に基づきまして、死亡見舞金として500万円、入院見舞金として1万円、501万円の予算計上をさせていただいたわけでございます。この見舞金につきましては、去る6月5日に御遺族の方に支給をさせていただきました。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節欄で15の工事請負費で525万円。内容につきましては、建物解体撤去等工事ということでございます。

内容につきましては、去る4月28日に火災のため全焼しました本県市の観光物産センター、樽見駅舎でございますが、この建物の解体撤去等の工事の予算でございます。この取り壊し工事につきましては、6月1日に既に入札をさせていただきまして、7月中旬までに取り壊す予定でございます。

なお、この建物につきましては、建物災害共済に加入しておりまして、保険基準額といたしまして3,588万ほどの基準額の保険に加入しておりますので、今後取り壊し、あるいは建物の建築費等にこの保険の給付が行われるといったことございますが、現時点のところ、確かな金額がまだ算定できておりませんので、この保険金の予算計上につきましては、9月以降の補正予算で計上させていただくということであります。

続きまして、予備費につきましては525万円を減額させていただくというものでございます。

トータルで501万円の歳入歳出補正予算ということで、専決処分をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第8号を採決します。

報告第8号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度本巢市一般会計補正予算（第1号））は、承認することに決定しました。

時間の都合もありますので、暫時休憩します。15分ほど休憩します。55分から再開します。

午前10時39分 休憩

午前10時53分 再開

議長（上谷政明君）

再開します。

日程第11 報告第9号から日程第15 報告第13号まで（上程・説明）

議長（上谷政明君）

日程第11、報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてから日程第15、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第11号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告5件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定によるものでありまして、

一括して御報告させていただきます。

報告5件は、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成18年度事業報告及び決算、並びに平成19年度事業計画及び予算について提出し、御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、第9号を企画部長から、第10号から第13号までを産業建設部長から要点説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（上谷政明君）

報告第9号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 鷲見良雄君。

企画部長（鷲見良雄君）

それでは、報告第9号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、御説明を申し上げます。

お手元の本巣市土地開発公社決算書について御説明を申し上げますので、ごらんをいただきたいと思えます。

事業報告といたしまして、総括的事項でございます。

公共用地として取得したモレラ北側の土地2万坪の除草管理と通路舗装を行うとともに、今後、土地造成を見込み、岐阜土木事務所から工事土砂2万5,000立米を受け入れたというものでございます。また、土地造成事業といたしまして、本巣市より屋井工業団地の委託を受けたということで、その工事に努めたという内容でございます。

2番目の理事会議決事項には、記載のとおり4回の開催が行われております。

続きまして、2ページ目の業務の内容をごらんください。公有地取得事業状況でございます。

先ほど説明いたしましたモレラ北側の土地に対しまして、通路舗装ということで986万5,800円と利息の支払い735万2,785円を投資したものでございます。

2といたしまして、土地造成事業の状況でございます。

記載のとおり屋井工業団地の取得について、用地費といたしまして8億6,447万4,000円、補償費1億3,542万40円、諸経費といたしまして190万1,820円等を投資しながら事業を進めておるという内容でございます。

会計といたしまして、お手元に記載してございますように、長期借入金ということでそれぞれ7億6,592万6,561円、並びに14億735万2,785円を借り入れたものでございます。

続きまして、3ページでございます。土地保有の状況でございます。

土地保有の状況につきましては、屋井工業団地といたしまして13万9,838.34平米の屋井工業団地の土地ということでございます。また、下段につきましては、モレラ北側の土地ということでごらんいただきたいと思えます。

続きまして4ページ、決算報告書でございます。

収益的収入及び支出に関しまして、収益事業としてモレラに当該用地を貸し付けておるということで、その附帯等事業収益として2,994万395円の収入を見ております。また、受取利息といたし

まして 4,529円を受け取っているということでございます。

支出につきましては、そこにもございますように販売費及び一般管理費として 634万 9,390円を支出したという内容でございます。

続きまして、資本的収入及び支出。

先ほども説明いたしましたように、長期借入金によって賄っているということでございまして、決算額といたしましては14億 735万 2,785円という状況でございます。支出につきましては、公有地取得事業といたしましては 1,721万 8,585円、土地造成事業、屋井工業団地の方につきましては10億 179万 5,860円ということで決算が示されております。

また契約の残り、いわゆる7割の用地費が支払いをしております、残り分として3割分あるということで、4億 4,120万 4,140円を会計規定第34条の規定による翌年度繰り越しをするという内容でございます。

続きまして次ページ、6ページ目の損益計算書でございます。

損益計算書につきましては、先ほど収入のところでお説明申し上げましたように、モレラ北の公有地を貸し付けたということで、収入として 2,994万 395円がございまして、それに販売費といたしまして 634万 9,390円の支出を行った。また事業外収益としては受取利息が 4,529円あるということでございまして、当期利益といたしましては 2,359万 5,534円という状況になっております。

続きまして、貸借対照表でございます。

貸借対照表につきましては、資産の部の流動資産でございます。流動資産の合計額が22億 8,239万 7,044円、固定資産といたしましては 500万あるということで、資産合計といたしまして22億 8,739万 7,044円という形でございます。

負債といたしましては、流動負債ということで6万 3,498円、これは社会保険料等の貸し付けが預かり金ということで処理がされているということでございます。固定負債ということで、長期借入金ということで21億 7,334万 2,844円ということでございます。

資本の部といたしましては、500万の資本金、準備金が前年度繰越準備金ということで 8,545万 8,666円、先ほど説明いたしました当期純利益ということで 2,359万 5,534円を計上しておるような内容でございます。

次ページ以降は詳細の附属資料でございますので、説明を割愛させていただきます。

続きまして、19年度の開発公社の事業計画及び予算の概要について御説明を申し上げます。

1ページ目でございます。公有地取得事業につきましては、モレラ北側の除草管理とか、借入金に係る利息等を見込みまして 800万円を計上しているものでございます。公有用地売却事業、現在、19年度において公有地の一部でございます給食センターを市に売り渡すということで、面積といたしまして 5,685平米の 6,728万 2,000円を予定しております。

3. 土地造成事業は屋井工業団地の分でございます、これに係る工事に入るとということで、工事費とか設計料等を含めて3億 4,561万 7,000円を事業として計画しております。

また4といたしまして、附帯等事業といたしましては土地の貸し付けということで、前年と同様

な形でモレラに貸し付けていくという内容でございます。

以上が事業計画の大まかな概要でございます。

続きまして2ページ目の、公社の予算でございます。

予算につきましては、公有地取得事業収益ということで、先ほど給食センターに売り渡す説明をいたしました、6,728万2,000円。附帯等事業収益といたしまして、モレラに貸す部分といたしまして2,829万5,000円を見込み、また事業外収益としては受取利息6万3,000円を見込んで、収入合計としては9,564万円を見込むものでございます。

また支出につきましては、給食センターの公有地取得事業の原価ということで、売り払います同額の部分6,728万2,000円を計上しております。また、一般管理費として625万2,000円を計上し、支出といたしましては7,353万4,000円を見込むものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。次ページ目をお願いいたします。

資本的収入の収入でございます。やはり財源としては長期借入金ということで、先ほど説明いたしましたように、屋井工業団地等の工事設計等に必要な部分ということで3億4,561万7,000円を収入として借り受けるものでございます。支出といたしましては公有地、いわゆるモレラ北側の管理費的なものとして800万円、屋井工業団地の造成工事として3億4,561万7,000円、そして、先ほど説明いたしましたように、給食センターに売り払う分ということを含め、財産的なものとして長期借入金を少しでも返済したいということで8,130万円を見込み、予備費として150万円を見込んでいるものでございます。支出合計といたしましては、4億3,641万7,000円ということでございます。

以上が予算の内容でございます。次ページ以降、予算実施計画説明等につきましては、ただいま御説明申し上げた内容の詳細でございますので、省略をさせていただきます。

以上が公社の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（上谷政明君）

報告第9号 本築市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上をもって報告を終わります。

報告第10号から報告第13号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、補足説明は要点のみとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、説明をさせていただきます。

議案の方は19ページ以降でございます。

1枚めくっていただきますと、事業報告書ということになっております。1ページから4ページが事業報告書でございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず1の法人の概要についてでございますが、設立年月日、寄附行為に定める目的、寄附行為に

定める事業内容、所管官庁に関する事項、役員等に関する事項、職員に関する事項を記載しております。

2の事業の状況といたしましては、野菜の栽培講習会が4回、イベントとして織部の里もとすの秋の収穫祭が開催されておりまして、これを記載しております。

次に、5ページから7ページをごらんいただきたいと思います。

2として役員会等に関する事項について記載しております。理事会が5回、評議員会が4回、合同会議が1回開催されておりまして、その議事につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

3の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして、御説明をさせていただきます。

まず一般会計では、前期繰越収支差額 8,743万 6,000円から当期収支差額 930万 9,000円を差し引きまして、次期繰越収支差額は 7,812万 6,000円となっております。続きまして、資産合計につきましては1億 4,198万 7,000円となっております。負債合計 705万 9,000円を差し引きまして正味財産は1億 3,492万 7,000円となり、前年度に比べまして 453万 6,000円の減額となっております。

収益事業会計では、前期繰越収支差額 1,187万 1,000円から当期収支差額 898万 7,000円を差し引きまして、次期繰越収支差額は 288万 3,000円となっております。資産合計につきましては7,261万 3,000円となっております。負債合計 4,553万 1,000円を差し引きまして正味財産は 2,708万 2,000円となり、前年度に比べまして 695万 2,000円の増加であります。

8ページ及び9ページは売上月計表、月別利用者数のそれぞれの前年度比較を記載しておりますが、この状況は微増であります。

次に、10ページから36ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、監査報告となっておりますので、中身についてはごらんいただきたいと思います。

37ページから47ページまでは平成19年度の事業計画並びに予算書でありまして、37ページから39ページにつきましては、事業実施方針、事業の概要でありまして、前年とほぼ同様の計画となっておりますが、地元の林業経営者や各種団体と連携し、農林水産物の販売促進に努め、地域産業の振興を図りながら都市と農村との交流を促進し、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献できるよう努力してまいります。

40ページから47ページにつきましては、一般会計、収益事業会計とに分けて計上しておりまして、予算総額は収入・支出それぞれ1億 5,656万 5,000円という予算となっております。

簡単ではございますが、以上で財団法人織部の里もとすの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第11号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、御説明をさせていただきます。

議案では、報告第11号は20ページ以降となっております。

1枚はねていただきますと、事業報告ということでございます。1ページをごらんいただきたいと思っております。

年間を通して来館者の最も多い4月の入浴者数は、1万3,106人と前年比59人の微増でありまして、そういったところでスタートをしたわけでございます。今年度の温泉館の入浴者数は10万8,825人と前年対比で4.3%増加し、減客傾向に歯どめをかけることができましたが、収入については1億8,286万3,000円と前年を0.5%下回りましたが、一方、支出については1億4,754万8,000円で、前年対比6.8%の減となり、経費の節減に努めました。今後は、リピーター客の確保のために努力してまいりたいと考えております。

ホテル館では、第3繁忙期の紅葉シーズンの落ち込みが激しい中、冬季限定プランの企画によりまして集客に取り組みましたが、収入は1億266万1,000円と前年を6.8%下回りました。

体験工房の陶芸部門では、授業の一環に取り組んでいただくように教育関係者へ働きかけ、施設の利活用を図ってまいりたいと考えております。また、パン部門では予約体験のみを運営して行っておりましたが、温泉との一体的な施設として活用を考えてまいりたいと考えております。

今年度は、市から5,000万円の運営補助によりゼロからのスタートに立つことができ、さらなるサービスの向上に努め、市の観光事業の振興と市の生活文化、地域経済の向上、発展に寄与できるよう努力してまいります。

3ページからは会議の開催状況を記載しておりまして、理事会が3回、評議員会が3回開催されておりまして、その議事につきましては記載のとおりであります。

次に5ページ下段の、収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして、御説明をさせていただきます。

前期繰越収支差額マイナス982万5,000円に当期収支差額952万を加えまして、次期繰越収支差額はマイナスの30万5,000円となっております。資産合計につきましては1億2,848万2,000円となっております。負債合計6,674万8,000円を差し引きまして正味財産は6,173万4,000円となり、前年度に比べまして4,520万2,000円の増額となっております。

6ページには、役職員の異動に関する事項を記載しております。

7ページには、イベント等の内容を記載しております。

8ページから16ページまでが決算報告でありまして、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告等となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、17ページから25ページまでは、平成19年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載しております。

事業計画におきましては、持てる資源を最大に活用しようとして宣伝に重点を置きまして、温泉で増収を図り、それぞれの部門ごとに増収策、支出削減策を講じ、集客、増収を図り、年間計画として収入・支出それぞれ3億758万1,000円の予算となっております。

以上で、財団法人NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

続きまして報告第12号でございますが、財団法人NEOふるさと財団の経営状況を報告する書類

について、説明をさせていただきます。

議案は21ページでございます。

1枚はねていただきますと、事業報告書から始まっておりまして、次ページをごらんいただきたいと思えます。

天候に恵まれた9月、10月期の利用者数が伸び、暖冬の影響により閑散期の利用も図られたことから、期末には前年を上回ることができ、今年度の経営状況は年間延べ利用者数1万6,805人、前年より356人の増、当期収入合計5,459万3,000円、前年度対比44万円の増、当期収支差額261万円の黒字を計上しております。事業の状況についてはここに記載しておりますので、よろしくお願ひします。

2ページから3ページが年間の活動報告ということでありまして、イベント活動、広報・支援事業、研修活動、インターネットアクセス件数対比表等を記載しておりますので一読を願ひします。

4ページからは会議の開催状況を記載しておりまして、理事会が3回、評議員会が2回開催されております。

5ページの中段の、収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして、御説明をさせていただきます。

前期繰越収支差額1,512万6,000円に、当期収支差額261万1,000円を加えまして、次期繰越収支差額は1,773万7,000円となっております。資産合計につきましては7,460万9,000円となっております、負債合計387万6,000円を差し引きまして正味財産は7,073万4,000円となり、前年度に比へまして255万5,000円の増額となっております。

役職員につきましては、6ページに記載しておりますので一読を願ひします。

次に、7ページから12ページまでが決算報告でありまして、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告となっております。ごらんいただきたいと思えます。

次に、13ページから17ページまでは、平成19年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載をしております。

事業計画におきましては、イベント事業の推進及び閑散期の利用促進、インターネットを利用したPR事業の促進を重点目標に定め、施設の管理運営、年間を通したイベント、広報活動及び利用促進、関係団体等の連携、協力、農林水産物・特産品の販売等の事業を実施し、魅力ある施設づくりに努めることとし、年間計画として当期の収入支出額はそれぞれ5,520万円の予算となっております。

以上で、財団法人NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、御説明をさせていただきます。

議案書では22ページ以降となっております。

まず事業報告でございますが、1ページから2ページをごらんいただきたいと思えます。

1の営業の概要として、景気に明るさが見え始めたとはいえ、外部環境の変化、温泉エリアの集

客力の低下等により厳しい状況で推移する中、顧客満足の向上に努めてきました。今後も、外部環境の変化、原油高騰等、依然として厳しい情勢が続くことが予想されます。このような状況を踏まえ、顧客ニーズに即応した特産品開発、サービス体制の向上、コストダウン等を徹底し、収益性の向上・改善による企業体質の強化を図ります。

3ページから4ページにかけましては、会社の概況、取締役及び監査役、売上分析につきまして記載をしております。

5ページには会議の開催状況を記載しておりまして、取締役会2回、株主総会が1回開催されております。

当期の業績につきましては、売上高が6,919万2,000円、前年度同期の比較といたしましては2.4%の増であります。営業利益はマイナスの40万3,000円、営業外収益は455万3,000円でありました。当期純利益は40万8,000円、当期末の利益剰余金は490万2,000円となっております。

続きまして、6ページから13ページまでが決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、監査報告となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

6ページの貸借対照表をごらんいただきますと、資産合計は2,698万円となっております。負債合計につきましては1,207万8,000円、これを差し引きまして純資産合計は1,490万2,000円あります。

14ページから21ページにかけましては、平成19年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載をしております。

事業計画につきましては、特産づくりを通して農林産業や観光産業等の活性化に努め、活力あるまちづくりの推進に寄与し、顧客満足度100%を目標に掲げ、収入・収支それぞれ7,500万円の予算となっております。

以上、簡単ではございますが、株式会社うすずみ特産の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（上谷政明君）

報告第10号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第11号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第13号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上をもって報告を終わります。

日程第16 議案第40号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第16、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

私の母親に関する議案でございますので、退席を願います。

議長（上谷政明君）

わかりました。

本議案につきましては、1 番 黒田芳弘君が地方自治法第 117 条の規定による除斥理由に該当するため、黒田芳弘君の退場を求めます。

〔2 番 黒田芳弘君 退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 大堀洋子氏、今西良信氏、黒田妙子氏の任期が平成19年度9月30日付で任期満了となりますため、後任委員の候補者を推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますて、御同意賜りますようお願いいたします。

議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、黒田議員に入場してもらってください。

〔2 番 黒田芳弘君 入場〕

日程第17 議案第41号から日程第19 議案第43号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）
議長（上谷政明君）

日程第17、議案第41号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから
日程第19、議案第43号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第41号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成19年3月30
日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い改正するものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議案第42号 本巣市同和事業促進審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき名称を変更し、あわせて定数及び任期を見直
すものでございます。

議案第43号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
についてでございます。

本巣市同和事業促進審議会条例の一部改正に伴い、委員名称が「同和事業促進審議会委員」から
「人権施策推進審議会委員」に改称されるため改正を行うものでございます。

以上の詳細につきましては、健康福祉部長より御説明を申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第41号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

総務部長（土川 隆君）

では、お手元に配付済みの議案説明資料、本巣市条例改正の概要の中の14ページをごらんいただ
きたいと思います。

本巣市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要ということでございます。
改正趣旨につきましては、記載のとおりでございます。

改正内容につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎
額に係る扶養加算額について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を、2人目までの
扶養親族に係る加算額と同額に引き上げるものでございます。

現行につきましては、「配偶者以外2人目まで200円」、「配偶者以外3人目以降160円」とい
った規定になっておりますが、改定後は「配偶者以外200円」になるということでございます。

施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の消防団員等

公務災害補償条例の規定は、平成19年4月1日から適用するということでございます。

経過措置といたしまして、改正後の条例第5条第3項の規定は、平成19年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（上谷政明君）

議案第42号と議案第43号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、議案第42号 本巢市同和事業促進審議会条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

条例改正の概要の17ページをお開きいただきたいと思います。

現行「本巢市同和事業促進審議会条例」を「本巢市人権施策推進審議会条例」に題名を改めるものであります。

第1条の設置につきましては、「人権施策を推進するため、本巢市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く」に改め、第2条第1項の所掌事務につきましては、「審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議する。」に改めるものであります。

次に、第3条、組織でございますが、第1項中、「委員14人以内」を「委員10人以内」に改め、同条第2項第1号中、「公益代表」を「市議会の議員」に改め、同項第2号中「学識経験者」を「識見を有する者」に改め、同項第3号中「地域改善関係者」を「関係機関、各種団体等の代表者」に改めるものであります。

次に、第4条、任期でございますが、第1項中の「3年」を「2年」に改めるものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成19年7月1日から施行するというものであります。

次に、議案第43号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、条例改正の概要の18ページをお願いいたします。

現行、別表の区分「同和事業促進審議会委員」を「人権施策推進審議会委員」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成19年7月1日から施行するというものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第41号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第42号 本築市同和事業促進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今回の改正の主要な部分は理解しておりますけれども、その中で組織、第3条ですが、これまで1番で公益代表、2番で学識経験者、3番で地域改善関係者というふうに記載されていたものが、2番の学識経験者については、一般的に識見を有する者に変えていこうということになってきておりますのでいいんですけれども、そのほかの部分については今回の改正の内容だと非常に限定された中身になってしまいますね。そのことについては、あえてそうする理由が、あるいは必要がどこにあるのかという点が、私は理解できないんです。

いろんな審議会とか委員会を見ますと、何々の代表とかいう形で、どの委員会へ行ってもほとんど同じような顔ぶれがという悪いですが、ある種特定の人はずどの委員会でも顔を出すというような傾向があります。そういう中で、もっと幅広く意見を聞くという仕組みを考える必要があるんじゃないかということから考えれば、これはそれに逆行する内容になっていないかという気がいたしますが、どうでしょうか。

議長（上谷政明君）

健康福祉部長 島田克廣君。

健康福祉部長（島田克廣君）

それではお答えいたします。

今回の改正でございますけれども、人権施策の推進に関する事項についてということでございます。もともとは同和に関係した部分だけございましたけれども、幅広く人権施策の推進に関する事項ということになりましたので、そういった関係で関係機関、あるいは各種団体等の代表者に入っていただくということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

もう一度だけ申し上げておきますが、例えば1番は「公益代表」が「議会議員」ということで限定をしてしまうと。現実には、今、議員が出ているにしても、こういう限定の仕方がどうなのかということと、三つ目はもちろん「地域改善関係者」ということは、言葉そのものは使えませんよね、一応同和関係ではなくなるわけだから。そうなったからといって、先ほど申し上げたように、何かの代表というふうに限定してしまうことによって、例えば自治会長会の代表はほとんどの審議会に出ざるを得ないんですね。非常に大変な負担になっていると思うし、もっとさまざまな意見を吸収するには、ここまで代表というふうに限定する必要もないんじゃないかと。もう少し弾力的なものにしていく必要があるのではないかとということを申し上げているんですが、どうなんでしょうか。

議長（上谷政明君）

健康福祉部長 島田克廣君。

健康福祉部長（島田克廣君）

従来、「公益代表」ということでありまして、議会の代表の人に出ていただいております。したがって、今回も議会の代表ということで限定をさせていただいたわけでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。
議案第43号 本築市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

議長（上谷政明君）

日程第20、議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）と日程第21、議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事につきまして、履行期限の変更契約を締結するため、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事につきまして、請負金額の変更契約を締結いたしますため、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第44号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

総務部長（土川 隆君）

では、議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

平成18年度における本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事の請負契約につきましては、昨年9月6日に議会で議決を賜りまして、翌日9月7日から平成19年3月20日の工期で施工していましたが、本年3月議会におきまして履行期限、完成期限の平成19年3月20日を平成19年5月31日に変更する契約の締結について議決をいただいております。理由につきましては、総務省東海総合通信局からの電波の使用許可に不測の日数を要した結果によるものであります。

本日議決をお願い申し上げますのは、履行期限の平成19年5月31日を平成19年9月30日に再度変更させていただくものであります。

変更の理由につきましては、3月中旬に根尾地域の今村中継局の通信に影響を及ぼす妨害電波が確認され、監視・調査を進めてまいりましたが、原因が特定できず、現在に至っております。監視・調査を進める中で、5月中旬より妨害電波の発生が少なくなってきましたが、現在においても原因が特定できておりません。今後も継続的な監視・調査を行い、データを東海総合通信局へ送付いたしまして協議をいたし、対策を講じる必要があります。周波数の変更とか出力の増強等を考えております。

そういったことで、工期を9月30日まで変更をお願い申し上げたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（上谷政明君）

議案第45号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事の請負契約の変更をお願いするものでございます。

この工事は、平成17年度から平成19年度までの3カ年で実施している工事でございます。変更の主なものは、OD槽の運転管理の軽減を図るために、新システムであるASRTコントローラーの導入及び汚泥ポンプ室などの仕切り弁、電動弁を安全性の確保や修繕費の軽減を図るために構造を変更するものでございます。また、コンポスト室の空気圧縮機、ブローア音のガラリから外部へのさらなる騒音対策のために吸排気消音箱の設置をするものでございます。

変更をお願いするものは請負金額の変更の増によるものでございます。増額になる金額は2,035万5,300円でございます。どうかよろしく願いいたします。

議長（上谷政明君）

皆さんに事前にお諮りします。12時を少し回るかもわかりませんが、全部上程させてもらいたいと思いますので御了解をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設置工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

先ほど詳細な説明を受けましたが、それを聞いておりまして、どうも理解に苦しむところがありますのでお伺いいたします。

管理室のコントローラーについては、実施設計時には運転システムがなかったと。それで新しい方式ができたからということで、それは理解します。それに関連するものも当然同様に理解いたしますが、それ以外の部分については、当初の設計の段階でどうしてこういう内容が含まれていなかったのか、なぜ今になってこういうのが出てくるのかがよくわからないんですね。

例えばコンポスト室の消音箱についても、よりよいものにするというふうに言われますけれども、もともとあったわけでしょう。だから、先ほどのコントローラーみたいに、当時はなかったけれどもそれ以後に新しくいろんなものが出てきたと。だからそれもさらに導入して、よりよいものにしたいという部分はわかりますけれども、もともとあったものをどうして設計に加えてやっていないのかというのが、幾つか疑問に思わざるを得ないんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（上谷政明君）

上下水道部長 林賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

まず初めの污泥ポンプ室の仕切り弁でございますが、この説明の中にも書いてございますように、確かに当初から想定される事項でございますが、ここに書いてございますように、高所にあるということで後の維持管理業者の関係もございまして、安全性、作業性を考慮して変更させていただくというものでございます。また、次の電動弁でございますが、これにつきましても、故障した場合に簡単に修理ができるということで、その方が維持管理費が安く済むという絡みで変更をさせていただくものです。

当然、当初からわかっているんじゃないかと言われればそのとおりかも知れませんが、一応、

集排ではボール弁を主でやっていたということでございます。そうした絡みで、当初ボール弁で設計をさせていただいていたということでございます。あと、コンポスト室の消音箱でございますが、これにつきましてはガラリからの吸排気ということで、当初は見えてございませんでした。そうした関係で、さらなる騒音を抑えるためということで消音箱を設置させていただくものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

要するに、例えば一番最初の仕切り弁にしても、市の方からこういう仕様でと言って指定して設計をされているのか、設計業者の方からこういう形の設計がいいんだということで示されてきているのか、どっちなのでしょう。市は今までの経験上、もうこれしかだめだという形で発注をしているわけですか。

特にこの問題というのは、説明を聞いていると非常に単純な話ですね。4.6メートルというと相当高いところにありますね。だから、普通それだけの高いところであれば、設計段階で当初から安全性というのを考えられてしかるべきだと思うんですが、それが設計の方の都合でこういうふうになっているのか、市の方の都合でこういうふうになったのか、そういうことも含めてその背景が知りたいと思うんですが。

議長（上谷政明君）

上下水道部長 林賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

これは当初、設計業者からの設計の中で、こういうふうの仕様になっておりました。そうした絡みで、実際に設置する段階において、こちらからも高いところにあるということで作業性と安全性に問題があるんじゃないかということでお願いをさせていただいて、変更をさせていただくものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

最後に一言だけつけ加えておきますけれども、要するに設計業者が本来あるべき姿の設計をしなかったというふうに私は判断せざるを得ないですね。

今回のことについて、あえて反対はしませんけれども、そういう業者であるということを前提に今後のことを考えていかないかんし、厳しく申し出もしていかないかんと思うんですね。後で繰り返し繰り返し設計変更が出るような設計をされたのでは非常に困るんで、そのあたりは厳重に対応してほしいということを申し上げておきます。

議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場機械設備工事）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22 議案第46号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第22、議案第46号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設工事の委託に関する基本協定の締結についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第46号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設工事の委託に関する基本協定の締結についてでございます。

本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センターの建設工事について、基本協定を締結するものであり、協定金額は6億円で、相手方は、東京都新宿区四谷三丁目3番1号 日本下水道事業団、理事長 板倉英則氏であります。

締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（上谷政明君）

議案第46号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第46号、建設工事委託に関する基本協定の締結についての補足説明をさせていただきます。

本巣市特定環境保全公共下水道本巣浄化センター建設工事の委託に関する協定について、概要を説明させていただきます。

本巣浄化センターのOD槽、最終沈殿槽などの2池目増設工事を平成19年度から21年度までの3カ年で整備する工事について、設計から工事の発注、施工、監督管理、完成検査及び試験運転などの業務を日本下水道事業団に委託するためにこの協定を締結するものでございます。

年度別事業費の内訳につきましては、19年度が1億2,000万円、20年度が2億8,500万円、21年度が1億9,500万円となります。工事の年度別は、土木関係の建設工事が平成19年度から20年度、水処理設備及び電気設備工事が平成20年度から21年度の施工となります。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

2点伺いますが、一つは先ほどの説明で、委託のメリットということで4点上げられております。デメリットはないんでしょうかということが一つと、もう一つは、日本下水道事業団にすべてお任せするということになると、実際に現場の工事をする人が、例えば遠くの手がやってくるということも十分あり得ますね。そういったことで、実際に地域の業者を守っていくという観点も含めていろんな条件は最低限つけていく必要があると思うんですね、幾つか。そういったことは、どのような状況になっているのか、あるいはまたどのように考えておられるのかお伺いします。

議長（上谷政明君）

1点目について、上下水道部長 林賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

一応デメリットということにつきましては、ないと考えております。

あと二つ目の質問の、事業団に任せきりではどうかという質問でございますが、チェック体制につきましては、当然、工事の進捗状況にあわせて、事業団の職員と市の職員も立ち合っ一緒に工事等のチェックはしていきますので、事業団に任せきりということではございませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと地元業者という質問もありましたが、一応、事業団の方に地元業者の活用ということでお話

はさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今、部長が話をさせてもらっているということですが、単なる話じゃなくて、どこまで現実的に可能かわかりませんが、条件つきみたいな形でやるということはできないのか、もしできるのであれば、そこまでのきちんとしたものを交わしていく必要があるのではないかと。そうでなければ非常に不安なんです。

デメリットは何もあらへんというふうに言われましたけれども、でもこの事業団だけ随契になっていくということについては、やはりそれに伴って心配されることは多々あると思うんです。今、緑資源の話ではありませんけど、いろんな問題が全国に起きている中で、この特定のところに随契でやるということになった場合に、市として最低限要求していくことはきちんとしていく必要があるし、そのことを明確にしていく必要があると思うんです。単にお話をしたという程度でなくて、だからそのあたり、副市長、よろしくお願いします。

議長（上谷政明君）

高木副市長。

副市長（高木 巧君）

ただいま議員の御質問の、1点目のデメリットに関する部分が、多分2点目の御質問の部分にかかわってくるのかなあというふうに思う部分はございます。これは本巣地域の1期工事に引き継ぎます2期工事ということでございますので、1期工事の発注に際しての事業団等との協議も参考にさせていただきながら、ただいまの御趣旨の部分については交渉事の重要な部分というふうに考えておりますので、そういった実績も踏まえて検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第46号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設工事の委託に関する基本協定の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23 議案第47号（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（上谷政明君）

日程第23、議案第47号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第47号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

産業振興に資しますために市道13路線を認定し、また13路線を廃止する必要がありますので、道
路法第8条第2項及び第10条第3項の規定によりまして提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。よろしく願います。

議長（上谷政明君）

議案第47号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第47号 市道路線の認定及び廃止につきましては、屋井工業団地の造成事業に伴うもので
ございます。

けさお配りいたしました図面をごらんいただきたいと思います。

まず、この図面の緑色でエリアを決めておりますのが工業団地が開発されるエリアでございます。
その中に13路線市道があるわけでありまして、図面によりますと、青色で旗上げをしております道路
が廃止する路線であります。それから、赤色で旗上げをしておるのが認定する路線であります。す
なわち、このグリーン色の中に13路線ございまして、そこからはみ出る部分を赤色で示してありま
す。廃止しますが、あと再認定をするという形で今回お願いをするものでございますので、よろし
くお願いをいたします。

それで、議案書の45ページをお開きいただきますと、廃止する路線の一覧表がございます。一番
上に市道糸貫2024号線とあります。これはこの図面のグリーン色で囲んでおります1番下の部分の
南北の長い路線であります。この先ずうっと図面を向かって左へ行きますと、赤色で示してありま
す糸貫2187号線というのをごらんいただきたいと思います。この部分がグリーン色からはみ出る

ところで再認定する路線であります。そういったことで、廃止する路線をずうっと13路線ここに上げてございます。

ページ数をこれから申し上げますので、お書きいただくとありがたいと思いますが、今言いましたように、廃止する路線の一覧表の45ページの市道2024号線は、1枚開いていただきますと46ページにございます。それから、廃止する2187号線は34ページにございます。これがけさ配らせていただいた位置図の中で示してある、こういった状況で一たん廃止して、はみ出る部分を認定させてもらうという形で今回お願いしますので、よろしく願いをいたします。

もう一度45ページに戻っていただいて、2段目の市道2025号線については47ページ、廃止するのは35ページ。それから3段目の2028号は48ページ、それから廃止するのは36ページ。次に4路線目の2031号は49ページ、廃止するのは37ページに2190、2191を示しております。それからその次、5路線目が2034号、これは50ページ、廃止するのは38ページの2191号路線。その次、2035号については51ページ、廃止するのは39ページ。その次、2037号線については52ページ、それから廃止するのは40ページ。それから53ページに市道2038号線、廃止するのは41ページ。それから54ページに2039号線、これは中に全部入ってしまいますので、全部廃止しますので残る部分は認定しません。その下の2041号は55ページ、廃止するのは42ページで、2196号と2197号ということになります。その次、2042号線については56ページ、これも区域の中に入ってしまうので全部廃止します。その下の2043号線は57ページ、認定するのは43ページ。それから2045号については58ページ、廃止するのは44ページといったことで、ちょっとわかりにくいんですが、そういったことで補足説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔発言する者あり〕

後ほど言いましたのが認定する路線のページ数で、最初に言いましたのが廃止するので、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。最初に言いましたのが廃止する路線のページ数、後に言いましたのが再認定するページ数でございますので、申しわけございません、訂正をお願いします。以上です。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議長（上谷政明君）

日程第24、議案第48号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてと日程第25、議案第49号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第48号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,692万 5,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、副市長より御説明を申し上げます。

議案第49号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 311万 5,000円を減額するものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第48号と議案第49号については、明日の全員協議会において副市長及び担当部長から補足説明を受け、その後、質疑を行います。

日程第26 議員派遣について

議長（上谷政明君）

日程第26 議案派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第 161条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日 6月13日から21日までは休会とし、6月22日午前9時から本会議を再開し、一般質問を行いますので御参集ください。

なお、明日 6月13日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の日程と場所を申し上げます。

総務企画委員会、6月14日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は6月15日

午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で、文教福祉委員会は6月18日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で開催します。

なお、産業建設委員会は午前9時から管内視察を行い、午後1時より糸貫分庁舎において審査、協議を行う予定でありますので申し添えます。

本日はこれにて散会します。お疲れさんでした。大変長時間ありがとうございました。

午後0時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

